(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画変更年度	令和 4 年度
計画主体	石 巻 市

石巻市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 所 在 地 電 話 番 号 F A X 番 号 メールアドレス 石巻市産業部ニホンジカ対策室 石巻市穀町14番1号 0225-95-1111 内線3559 0225-21-2022 isdeermeas@city.ishinomaki.lg.jp 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

	ニホンジカ、イノシシ、ハシブトガラス・ハシボソガラス (以下「カラス」という。)、カルガモ、キジバト、スズメ
計画期間	令和4年度~令和6年度
対象地域	石巻市

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 - 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村 名を記入する。
- 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
- (1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	日品	被害数値
ニホンジカ	水稲	17,604 千円 16.86ha
イノシシ	畑作	2, 352 千円 4. 18ha
カラス	果樹	0 千円 Oha
カルガモ	牧草	7, 503 千円 19. 11ha
キジバト	交通事故	21,300 千円 71 件
スズメ	合計	48,759 千円

- ※被害数値はニホンジカによるもののみ
- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、 水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

・ニホンジカについては、生息域が牡鹿半島内だけでなく、石巻市内全域 に拡大しており、それに伴い市内全域で一年を通して農林業被害のみなら ず交通事故等の生活被害が発生している。

また、牡鹿半島内での銃猟による捕獲圧強化により、ニホンジカの生息域が内陸部へ移動しているとみられ、内陸部での生息頭数が増加している。

- ・ニホンジカによる森林への影響も深刻となっており、強度の採食圧による下層植生の衰退や樹木表皮の食害等が発生しているだけでなく、森林内には高い生息密度を示すとされているディアライン(鹿摂食線)も数多く出現している。
- ・イノシシについては、農作物被害が発生している市町の隣接区域を中心 に目撃されているほか、ほ場の踏み荒らしによる被害が発生している。
- ・カラス、カルガモ、キジバト、スズメについては、市内の広い範囲において、水稲や野菜等の食害が発生している。
- ・鳥獣による農作物被害は、未報告の被害も多くあり、被害状況の把握が難

- しく、総体的な被害は増加しているものと推測される。
- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、 被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値	(令和3年度)	目標値	(令和6年度)
被害面積及び 被害件数	水稲 畑作 果樹 牧草 交通事故	16. 86ha 4. 18ha 0ha 19. 11ha 71 件	水稲 畑作 果樹 牧草 交通事故	14. 33ha 3. 55ha 0ha 16. 24ha 60 件

- ※目標値は現状値から15%減
- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	・宮城県猟友会石巻支部及び	・高齢化による捕獲実施者の減
に関す	河北支部へ委託し、銃猟及び	少に伴う捕獲の担い手育成
る取組	わな猟による捕獲を実施して	・捕獲数増加に伴う残滓の適正
	いる。	な処理
	また、併せて狩猟免許を有	・捕獲数増加に伴う自治体及び
	しない地域の農業者等がわな	捕獲実施者の経費等の負担増加
	の見回り等に従事し、「地域	・里山の荒廃、耕作放棄地の増加
	ぐるみの捕獲対策」を実施し	による鳥獣の生息域拡大
	ている。	・広域連携を図った捕獲活動の
		実施
防護柵	・対策協議会による交付金等	・設置している防護柵が簡易な
の設置	を活用した地域協議会へ防護	防護柵(網)のため、耐久性に
等に関	柵の設置支援を行っている。	問題
する取	また、農地等の所有者が、漁	・地域における防護柵の補修や
組	網等を利用した防護柵を個別	維持管理
	に設置している。	
生息環	・地域協議会が雑草や不要木の	・高齢化による担い手減少等に伴
境 管 理	間伐を行うなど緩衝帯整備を	う緩衝帯整備や放任果樹(果実)

その他 実施している。	除去の担い手確保
の取組	

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 - 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の 導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 - 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・ 管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
 - 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果 樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい て記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・被害軽減目標達成には捕獲圧の強化が必要であり、今後も、銃猟及びわな猟による有害捕獲を柱とした被害防止対策を実施する。
- ・捕獲圧の強化を継続させるために ICT 機器を活用し、捕獲実施者の負担 軽減及び捕獲効率の向上を図る。
- ・宮城県が策定する「第二種特定鳥獣管理計画」との整合性を図り、関係機関と連携し、ニホンジカの生息数や動態等を含めた被害防止に関する情報収集等に努める。
- ・地域ぐるみの防護柵の設置を推進し、鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を行うとともに、広報等で被害農家に対策や支援策を周知することで自己防衛促進を図る。
- ・被害防止には、県及び市町村を越えた広域連携が必要となることから、対象鳥獣の捕獲や情報共有等の連携について、国及び県に働きかけを行っていく。
- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。 (ICT (情報通信技術)機器やGIS (地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

- (1)対象鳥獣の捕獲体制
- ・宮城県猟友会石巻支部及び河北支部 銃猟及びわな猟による捕獲を実施している。

また、生息数増加と生息域や農林業被害の拡大に対応するため、遠距離からも狙撃可能なライフル銃によるニホンジカの捕獲を実施している。

・地域協議会 狩猟免許を有しない地域の農業者等が安全研修を受講した上で、わなの 見回り等に従事するなど捕獲サポート体制を構築している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者 等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート 等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者の それぞれの取組内容や役割について記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に 従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

. , .		
年度	対象鳥獣	取組内容
4 ~ 6	ニホンジカ イノシ カラス カルガモ キジバト スズ	・わな猟免許限定試験の開催要望・被害情報等の収集による生息域を把握した効果的な捕獲活動の実施・被害状況と周辺の住環境を考慮した地域一体となった捕獲活動の実施

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入 する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ・ニホンジカについては、生息域が牡鹿半島内だけでなく、石巻市内全域 に拡大しており、多数の被害情報が寄せられていることから、継続的な捕 獲圧強化が必要である。
- ・イノシシやカラス、カルガモ、キジバト、スズメについては、水稲や野菜などの被害情報が寄せられていることから、同様に捕獲圧強化が必要である。
- ・対象鳥獣の捕獲計画数については、宮城県や隣接市町でも同様の捕獲活動を実施していることから、宮城県が作成する年度ごとの捕獲計画や宮城県で策定する「第13次鳥獣保護管理事業計画書」、「第二種特定鳥獣管理計画」等との整合性を図り、捕獲を行う。
- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の 設定の考え方について記入する。

対象鳥獣		捕獲計画数等	
对 条局部	4 年度	5 年度	6 年度
	・市独自の捕獲頭数	対目標は設定せず、	「第三期宮城県ニホ
ニホンジカ	ンジカ管理計画(計	計画が次期計画とな [→]	った場合は次期同計
	画)」に基づき適正	Eな捕獲を実施する。	
	・市独自の捕獲頭数	対目標は設定せず、	「第四期宮城県イノ
イノシシ	シシ管理計画(計画	画が次期計画となっ	た場合は次期同計
	画)」に基づき適正	Eな捕獲を実施する。	
カラス	・市独自の捕獲頭数	枚目標は設定せず、	「第13次鳥獣保護
カルガモ	管理事業計画書(計	計画が次期計画となっ	った場合は次期同計
キジバト	画)」に基づき適正	Eな捕獲を実施する。	
スズメ			

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

【ニホンジカ】

(1) 銃猟による捕獲

実施団体:宮城県猟友会石巻支部及び河北支部

実施時期:4月~10月

実施区域:石巻市内全域(市街地及び住宅地等の周辺を除く)

(2) わな猟による捕獲

実施団体:宮城県猟友会石巻支部及び河北支部

実施時期: 4月~翌年2月

実施区域:石巻市内全域(市街地及び住宅地等の周辺を除く)

【その他の対象鳥獣】

被害発生地域を中心に銃猟及びわな猟による捕獲

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について 記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

石巻市内全域で防護柵の設置やわな及び散弾銃(無毒性スラッグ弾)による捕獲を実施しているが、それだけでは生息数増加と生息域や農林業被害の拡大に対応することが難しいことから、捕獲効率を高めるため、ライフル銃によるニホンジカの捕獲を実施している。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル 銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計 画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の 実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
石巻市	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4 年度	5 年度	6 年度
ニホンジカ	入りネット柵等	入りネット柵等	ワイヤーメッシュ 入りネット柵等 10,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4 年度	5年度	6 年度
ニホンジカ	る柵の見回り及び	・地域協議会によ る柵の見回り及び 追払い活動の実施	る柵の見回り及び

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記 入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度 対家鳥獣	1 1 12		
-----------	-------------------	--	--

4 ~ 6	ニホンジカ イノラスガイン カルジズメ キズメ	・被害防止対策の基礎となる被害状況の把握について、地域住民への聞取りも併せて実施するなど、より詳細な被害が把握できるよう、関係機関との連携した取組みを強化する。 ・地域協議会の設立支援や交付金事業の活用による獣害防止柵資材の貸与等、地域ぐるみの農作物被害対策推進を図る。 ・緩衝帯整備や放任果樹の除去を積極的に行い鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を行うとともに、対策や支援策を周知することで自己防衛促進を図る。
-------------	----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

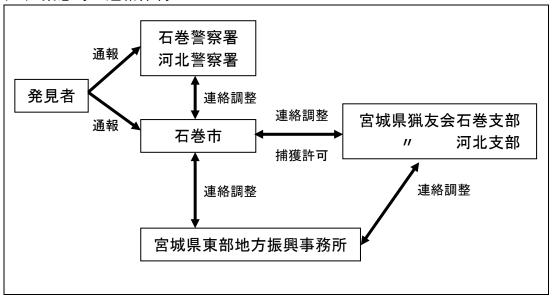
- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する 知識の普及等について記入する。
- 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割	
石巻市	被害状況の確認、地域住民・関係機関への周	
1 2 H	知・連絡、捕獲許可	
 宮城県東部地方振興事務所	鳥獣捕獲に係る指導・助言、地域住民・関係	
古城东宋即地力派典事务所	機関への周知・連絡、	
宮城県石巻警察署	被害状況の確認、地域住民への注意喚起、住	
	民の生命、身体の安全確保、警察官職務執行	
// 河北警察署 	法に基づく措置	
宮城県猟友会石巻支部	7.4.4.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	
" 河北支部	対象鳥獣の捕獲 	

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、 猟友会等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合 は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により 記入する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
 - ・捕獲した鳥獣の残滓は、指定した場所での埋設及び解体、焼却処理を行う。
 - ・捕獲実施者の負担軽減のため、捕獲した個体をそのまま処理することが 可能な施設等の導入を検討する。
- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした た鳥獣の処理方法について記入する。
- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・捕獲をしたニホンジカについて、食肉利用している割合が低いことから、需要拡大等を推進するため、120人規模のニホンジカ肉を使用した料理試食イベント等を1回開催し、食肉としての流通拡大支援を行
ペットフード	う。 ・関係機関と連携し、他市町村の事例等について、研
皮革	究する。
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

石巻市内においては、以下の2団体が運営する食肉加工処理施設で処理 及び加工を行っている。

- (1)株式会社FERMENTO ※石巻警察署管内
- (2) 丸信ワイルドミート ※河北警察署管内
- (注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品 等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。
- (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組
 - ・関係機関と連携を図り、他市町村の事例等について、研究する。
- (注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の 知識を有する者の育成の取組等について記入する。
- 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)協議会に関する事項

協議会の名称	牡鹿半島ニホンジカ対策協議会
構成機関の名称	役割
石巻市	事務局として会議等の開催、被害防止計
120	画の作成
女川町	被害防止計画の作成、事業協力
宮城県東部地方振興事務所	指導・助言、事業協力
東北森林管理局	国有林に関する情報提供、被害防止対策
宮城北部森林管理署	の情報交換、事業協力
宮城県猟友会石巻支部	対象鳥獣捕獲の実施
宮城県猟友会河北支部	対象鳥獣捕獲の実施
いしのまき農業協同組合	農業被害に関する情報提供・被害対策
宮城県農業共済組合県北支所	農業被害に関する情報収集・被害対策
石巻地区森林組合	林業被害に関する情報収集・被害対策

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県農山漁村なりわい課	鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画策

	定等に係る指導・助言
	宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金等に
	係る手続
	県内における対策等に係る情報提供等
宮城県自然保護課	鳥獣保護管理事業計画及びイノシシ・ニホン
	ジカ管理計画等の策定

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入 する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等が あれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害の状況等に応じて、適宜検討を行うとともに他市町村の事例等について研究する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が 行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、 地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制が わかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・狩猟免許取得に係る費用等を助成し、将来的な捕獲実施の担い手育成を行う。
- ・捕獲実施者の技術向上に向けた取り組みについて、関係機関と連携し、 行っていく。
- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止 施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育 成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に 関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・効率的な捕獲方法等の情報交換など他の被害地域との連携を促進する。
- ・広域的な被害防止及び鳥獣捕獲の実施について、国及び県に対して働き かけを行っていく。
- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の 実施に関し必要な事項について記入する。